

## ヘボン式ローマ字綴方表

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO
ワ	WA	ヰ	I			ヱ	E	ヲ	O
ン	N (M)								
ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO
ダ	DA	ヂ	JI	ヅ	ZU	デ	DE	ド	DO
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO
パ	PA	ピ	PI	プ	PU	ペ	PE	ポ	PO
キャ	KYA			キュ	KYU			キョ	KYO
シャ	SHA			シュ	SHU			ショ	SHO
チャ	CHA			チュ	CHU			チョ	CHO
ニャ	NYA			ニュ	NYU			ニョ	NYO
ヒャ	HYA			ヒュ	HYU			ヒョ	HYO
ミャ	MYA			ミュ	MYU			ミョ	MYO
リャ	RYA			リュ	RYU			リョ	RYO
ギャ	GYA			ギュ	GYU			ギョ	GYO
ジャ	JA			ジュ	JU			ジョ	JO
ビャ	BYA			ビュ	BYU			ビョ	BYO
ピャ	PYA			ピュ	PYU			ピョ	PYO

## 【参考】

シェ	SHIE	チエ	CHIE	テイ	TEI	ニエ	NIE	ニエ	NIE
ファ	FUA	フィ	FUI	フェ	FUE	フォ	FUO	ジエ	JIE
デイ	DEI	デュ	DEYU	ウイ	UI	ウエ	UE	ウォ	UO
ヴァ	BA	ヴィ	BI	ヴ	BU	ヴェ	BE	ヴォ	BO
ヴァ	BUA	ヴィ	BUI			ヴェ	BUE	ヴォ	BUO

※注意「ヴァ:VA」「ヴィ:VI」「ヴ:VU」「ヴェ:VE」「ヴォ:VO」は使用不可。

## 【注意すべき点】

- 1 撥音：ヘボン式では B、M、P の前に N の代わりに M をおく。  
例 難波 (ナンバ) NAMBA、本間 (ホンマ) HOMMA、三瓶 (サンペイ) SAMPEI
- 2 促音：子音に重ねて示す。  
例 服部 (ハットリ) HATTORI、吉川 (キッカワ) KIKKAWA

ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音に限り、その前に T を加える。

発地 (ホッチ) HOTCHI、八丁 (ハッチョウ) HATCHO

3 「ヴ」のつく姓名：「V」の入力は不可。

例 ヴィヴィアン BUIBUIAN 又は BIBIAN

ヴオードレール BUODORERU 又は BODORERU

4 長音：ヘボン式では長音を表記しない。

(1) 「ウ」を含む長音「ウウ」の場合

例 日向 (ヒュウガ) HYUGA、裕喜 (ユウキ) YUKI、優子 (ユウコ) YUKO

(2) 「オ」を含む長音「オウ」の場合

例 幸太 (コウタ) KOTA、洋子 (ヨウコ) YOKO、亮子 (リョウコ) RYOKO

(3) 「オ」を含む長音「オオ」の場合

例 大野 (オオノ) ONO、大河内 (オオコウチ) OKOCHI、大西 (オオニシ) ONISHI

(4) 「ー」を省略する場合

例 ニーナ (ニーナ) NINA、シーナ (シーナ) SHINA、サリー (サリー) SARI

5 参考

(1) 「イイ」を含むが長音ではない場合

例 新菜 (ニイナ) NIINA、しいな (シイナ) SHIINA、さりい (サリイ) SARI

(2) 「オオ」を含むが長音ではない場合

例 妹尾 (セノオ) SENOO、高遠 (タカトオ) TAKATOO、横尾 (ヨコオ) YOKOO

(3) 「オウ」を含むが長音ではない場合

例 小団扇 (コウチワ) KOUCHIWA、斗宇子 (トウコ) TOUKO、  
国府田 (コウダ) KOU DA

※ 「オオ」、「オウ」等を含む場合、当該部分が長音であるか否かは、原則申請者に申し出によることで差し支えないが、氏は公的制度であることにかんがみ、家族、特に直系親族と表記が同じであるか申請者に確認し、必要に応じ、旅券システムで家族の氏の表記を確認する。

(4) 長音表記 (非ヘボン式ローマ字表記)

初回の申請の際に、上記4の「オウ」音又は「オオ」音等の長音を含む場合で、「OH」、「OO」、「OU」等による長音表記を希望する場合は、ヘボン式ではなく非ヘボン式ローマ字による長音表記が認められている。

例 洋子 (ヨウコ) YO H KO、大西 (オオニシ) OONISHI、亮子 (リョウコ) RYOU KO

※ 2000年 (平成12年) 4月1日から長音部分の「OH」表記を認める。

※ 2008年 (平成20年) 2月1日から長音部分の「OO」、「OU」等の非ヘボン式ローマ字表記を認める。

(5) 申請者の氏名のヘボン式表記の判断がつかない場合は、外務省旅券課 (運用・発給審査班) に照会する。